

浴槽水の水質基準に レジオネラ属菌が追加されました



郡山市旅館業法施行細則及び郡山市公衆浴場法施行細則の一部改正を行いました。

改正の概要



浴槽水の水質基準に「レジオネラ属菌」を追加

改正前

項目	基準
濁度	5度以下
有機物(全有機炭 素(TOC)の量)又 は過マンガン酸 カリウム消費量	全有機炭素(TOC)の 量:8mg/L以下又は 過マンガン酸カリウ ム消費量:25mg/L以 下
大腸菌群	1個/mL以下

改正後

項目	基準
濁度	5度以下
有機物(全有機炭素(TOC)の 量)又は過マンガン酸カリウ ム消費量	全有機炭素(TOC)の量:8mg/L以 下又は過マンガン酸カリウム消 費量:25mg/L以下
大腸菌群	1個/礼以下
レジオネラ属菌	検出されないこと (100mL中に10CFU未満)



浴槽水の水質基準の<mark>検査回数</mark>の変更

改正前

改正後

1年に1回以上



毎日換水している浴槽水:1年に1回以上

連日使用している浴槽水:1年に2回以上

(塩素消毒以外:1年に4回以上)

※なお、旅館業の許可施設のうち、客室に附属する浴室等で使用する都度完全に換水 する浴槽は除く

郡山市保健所 生活衛生課 環境衛生係 TEL: 024-924-2157

郡山市朝日二丁目15-1

【郡山市ウェブサイト】 > くらし > 環境 > 衛生 >

